

1992. 11
vol. 12
Number. 47

f c t **GAZETTE**

GAZETTEは
テレビと市民
のデータバンクです

複写（コピー）は
ご遠慮下さい。

編集・発行 / FCT市民のテレビの会(Forum for Citizens' Television) 編集委員会 責任者・鈴木みどり
発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 購読料／年間(4回発行) ¥2000(送料共)一部¥500(送料別)
第一勧業銀行逗子支店(普通預金1425785) 郵便振替 東京9-84097

■特集 1

私たちの権利憲章

15年の歳月が長いのか短かいのか、当事者の私たちにはよくわからない。F C Tには事務所がなく(それでも事務局はちゃんと機能している!)、年間の活動予算は毎年ほぼ実質150万円で、他の経費はすべてボランティアでカバーする(詳細はP. 6)。こんなやり方で続いてきたF C Tだが、11月7日には創設15周年を記念する国際フォーラムを開催し(詳細P. 9)、16年目の活動に入る。

この機に、私たちとしては、15年の歳月をただ漠然と振り返るのではなく、活動を支えてきたF C Tの理念を再確認し、同時に、一連の分析調査や定例のフォーラムでの議論の中で明らかにして



きたテレビ問題の数々を整理して、未来へ向けたより力強い活動の展望を拓きたい。

そんな思いを込めてつくり上げたのが、ここに掲げるテレビ視聴者の権利憲章である。「権利憲章」は前文に記した通り、テレビが公共の電波であるという事実に基づいて、それに伴う私たち市民の権利と責任を確認するものとなっている。この前文はF C T創設の理念そのものであり、これに続く7条は「テレビにアクセス(発言)する」という私たちがこれまで使ってきた表現の中味を構成する主要な要素である。テレビに対してさらに主張しなければならないこと、視聴者の責任と

■CONTENTS■

- 特集1 私たちの権利憲章 1
- 特集2 メディア教育第2回北米会議 4
- 特集3 F C T 15年の軌跡・3
知っていますか? F C Tの七不思議 6
- 特集4
テレビドラマは「離婚」をどう描いているか 8
- 特集5 教科書の中のマスメディア(1)

- 小学校五年の社会科でテレビはどう教えられているか 10
- ACCESS
第5回放送フォーラム・イン京都 13
- F C T 15周年記念フォーラムのお知らせ 9
- F C Tデータバンク
国内篇 14

イラスト 市川雅美

して自覚しなければならないことは多々あると思うが、まず、この七つの権利と責任の確認から始めたい。

私たちは、ここに掲げる「権利憲章」が一人でも多くの視聴者によって共有されるよう、願っている。以下に7条にこめた私たちの思いを短かくまとめた。

責任を伴う視聴者の権利

第1条・視聴者の権利は、私たちがテレビに対して発言する正当性を確認するもので、もっとも基本的な権利として押さえておかなければならぬものである。憲法は言論・表現の自由を私たち一人ひとりに、平等に保障している。視聴者はテレビ局に対して何かを「お願い」するだけでなく、権利として要求することができる。無論、その発言には責任が伴うという自覚が必要だが、テレビを真の意味でコミュニケーションのメディアとして機能させるためにも、このメディアの一方の担い手である視聴者のコミュニケーションする権利の確立が不可欠である。

第2条・差別されない権利は、視聴者の中でも特にこれまで社会的に不利な立場に立たされてきた人びと、社会的少数者・集団(マイノリティ)の視点で、テレビのあり方を抜本的に問いかねることを求めている。差別はタテマエとして禁止されているが、例えば性差別のよう、両性の平等を妨げる伝統的価値観が習慣や偏見として人びとの意識やテレビ局を含む社会システムの構造の中に根強く残っている現状では、テレビがそれを無意識に映しだし、結果として肯定している場合が多い。

第3条・知る権利は、視聴者が日常的に見ているテレビで事実と真実を知らされる権利もある。しかし、それだけでなく、視聴者が番組やCMの内容や編成に疑問を持ち、例えば“やらせ”ではないかと問題を提起する時には、テレビ局は誠実に対応し、情報を公開しなければならない。このことは、特に政治や他の権力、圧力にテレビが屈することなく、主体的に公正な情報メディアとして存在し続ける上で不可欠である。テレビが国家

権力、商業主義のいずれからも自由であるためには、視聴者の知る権利を保障する情報公開制度が必要である、と言い換えることもできる。

第4条・反論する権利は、2条および3条とセットになるように構想されている。個々の視聴者の反論する権利はスウェーデン等の北欧諸国、イギリス、その他のヨーロッパ諸国などすでに制度的に保障されている。アメリカにはP S A (パブリック・サービス・アナウンスメント)という30~60秒のCMの形をとて市民団体のメッセージをテレビで無料で放送するシステムがある。テレビ局が番組やCMの内容に責任を持ち、出演するTVタレントやTV文化人の発言を言い放しの無責任なものにしないためにも、視聴者の反論を可能にするオンブズマン制度のようなシステムの創設が急がれる。

第5条・選ぶ権利については、テレビ局に対して要求する前に、視聴者がまず自覚しなければならない。視聴率すべてが決まるテレビの運営を全面的に肯定することはできないし、特に子ども視聴者の多様なニーズを視聴率だけで安易に判断することには問題がある。テレビの多様な方とは何かについて、多面的な議論が必要である。

第6条・メディア教育の権利についても、テレビ事業者と視聴者の両者にこの権利の確立へ向けた努力が求められる。映像を読み解く技能を身につけた視聴者が増えれば、テレビの質的向上も自ら可能になる。メディア教育は「教育」と名がついていても、文部省に一任されるべきものではないことを銘記したい。

第7条・パートナーとしての権利と責任。テレビをみれば、その國の人びとの民度がほぼわかる、といわれる。この程度の国民にはこの程度のテレビ、というわけである。私たち視聴者は権利を主張するだけでなく、テレビ局のパートナーとして、公共の電波の運営に参画し、その責任を果たさなければならない。そのためには、政府から独立した第三者機関への電波管轄権の移行、NHKの会長や経営委員の選出での市民参加、市民による番組審議会の創設など、放送制度の抜本的改革が求められる。

テレビ視聴者の権利憲章

—創立15周年を機にF C Tは公共の電波であるテレビに対する私たち市民の権利と責任を確認し、すべての視聴者がこれを共有することを提起する。—

1992年11月7日

第1条 視聴者の権利

言論・表現の自由はテレビ事業者や制作者のみならず、個々の視聴者にも等しく保障される基本的権利である。

(テレビは視聴者のコミュニケーションする権利を尊重しなければならない)

第2条 差別されない権利

視聴者は人種、国籍、年齢、性別、宗教、職業、社会的地位などに関し、テレビによって差別されない権利を持つ。

(市民参加による放送基準を作成しこれを遵守することを要請する)

第3条 知る権利

視聴者はテレビ局の番組及び広告（CM）の制作や編成に関して説明を受け、広くテレビのあり方に関して情報公開を求める権利を持つ。

(テレビ各局はこれに対応する部署を設けることが必要である)

第4条 反論する権利

テレビによる人権侵害、プライバシーの侵害や攻撃的態度に対して視聴者は反論する権利を保障される。

(放送制度の一環としてオンブズマン制度の創設が必要である)

第5条 選ぶ権利

視聴者はテレビの消費者として、多様な情報の中から選択する権利を持つ。

(テレビ事業者は、番組とCMの様式及び内容、編成などで可能な限り多様な情報を提供する義務がある)

第6条 メディア教育の権利

視聴者は環境化しているテレビに対する自律性を確立する必要がある。そのためのクリティカルなメディア教育を組織し、受容する権利を持つ。

(学校教育、社会教育のシステムの中に出来る限りメディア教育のカリキュラムを取り入れることを推進する。テレビ事業者もこれを推進する責任がある)

第7条 パートナーとしての権利と責任

NHK、民放を問わずテレビ電波の運営に当たっては視聴者もパートナーとして参画する権利と責任を持つ。

(電波の管轄を郵政省から電波管理委員会のような第三者機関に移すことが必要である。またNHK会長や経営委員会委員の選出での市民参加を実現し、市民による番組審議会を創設し機能させる)

■特集 2

メディア教育第2回北米会議、カナダで開催

去る5月（5／13～15）、カナダのオンタリオ州ゲルフ大学で第2回メディア・リテラシー北米会議が開催された。ジョン・ブンジャンテ氏を議長とするこの会議には、カナダ、アメリカはもとより世界各地から473名ものメディア教育関係者が集まり、過去最大規模の会議となった。参加者を地域別にみると、カナダ8州、アメリカ18州、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、パミューダ、ドイツ、インド、イタリア、日本、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、イギリスなどまさに国際性豊かな集まりとなった。また男女別の内訳は、女性253名、男性220名（発表者97名中女性40名、男性57名）となっている。

今回の会議のテーマは、「文化を構築する（Constructing Culture）」で1990年に行われた前回のテーマ「ニュー・リテラシー」をさらに掘りさげ、社会的・文化的枠組みのなかでメディア教育を考えていこうというものである。前回以上の成功をおさめ、世界のメディア教育界に反響のあらしを巻き起こしたこの会議を、J・ブンジャンテ氏発行の情報誌『クリップボード』（Clipboard）から日を追って詳しく紹介しよう。

●5月13日（水）～1日目

会議は、メディア・リテラシー協会（AML：the Association for Media Literacy）の創設者の1人で現会長でもあるバリー・ダンカンによる基調講演で幕を開けた。1978年のAML創設に始まり、1987年、オンタリオ州の英語カリキュラムにメディア・リテラシーを正式にとり入れるに至った経過、教師を対象とするワークショップやセミナーでAMLがどんな目的でどんな活動をしているかなどについて、彼は発表した。オンタリオ州におけるメディア教育の歴史のなかで常に重要な役割を果たしてきたダンカンの話は、「なぜメディア教育が必要なのか」という点で、興味

深く示唆に富むものであった。さらに、今後のメディア・リテラシーの方向性について語った後、コーヒー・ブレークがあり、参加者は各自のワークショップに分かれていた。

この日、参加者は次のようなワークショップの中から選択した二つとパネル・セッションに出席した。ワークショップの議題を記しておこう。「性の描き方：メディアで描かれる女らしさ・男らしさとは？」「サイエンス・フィクションとメディア」「YTV：新しい若者向けテレビ・ネットワーク」「テレビとニュース報道」「小学生のためのメディア・リテラシー」「ロック・ミュージック」「性のステレオタイプ」「ビデオ映画製作について」「メディアとマクルーハン理論」「広告の解説」「ホームコメディ研究」「メディアと人種差別」またパネルでは、「初等メディア教育」「アメリカのメディア教育」「カナダ人のアイデンティティ問題」「ニュース報道」などの問題が話し合われた。

各ワークショップやパネルは5時に終了したが、ディナーまでその他さまざまなアトラクションが行われた。たとえば、北アイルランドのジュード・コリンズとノルウェーのエリーゼ・トンソンによる「小学生とテレビ広告」、南アフリカのコスタス・クリティコスによる「南アフリカのメディア教育」、キャサリン・タイナー率いる45人のアメリカ人参加者による「サンフランシスコのメディア・リテラシー戦略」が追加発表されたり、映画会社やNFBカナダ主催の映画上映会も行われた。また自由時間には、バナソニック、TVオンタリオ、「メディアとバリュー」ロサンゼルス本部、「メディア・ウォッチ」、トロントの「シアターブックス」による展示物や資料が公開された。このように会議初日は非常に密度の濃い一日となり、その興奮と白熱する議論はそのまま翌日へと持ち越された。

● 5月14日（木）～2日目

2日目の全体会議における基調講演者は、カナダのジャーナリスト、スザン・コール。『ポルノグラフィとセックス危機』の著者であり、劇作家でもあり、またトロントの新聞『ナウ』の編集主幹でもある彼女は、オンタリオ州教育省の『メディア・リテラシー・リソースブック』(F C T訳、リベルタ出版社より刊行)の執筆にも関わり、カナダ各地の教育会議などで精力的な講演活動を行っている。彼女は、ポルノグラフィ、セクシズム、メディア操作におけるメディアの役割についてふれ、メディアに対しクリティカルな目を向けることの重要性を説いた。また、効果的なメディア教育戦略を通じて、子どもをとりまくメディア環境を子どもたち自らの力で変えていく必要があると主張した。

この後、参加者は昨日同様2つのワークショップとパネルに参加した。ワークショップの議題には、「ドキュメンタリー・ドラマの解説」「先住民族とメディア」「メディアとその環境」「メディアとスポーツ」「大衆文化教授法」「台本書き」「カナダのテレビドラマ」「テレビ批評」「『シンプソン一家』研究」などがとりあげられた。一方パネルでは、「メディアと暴力」「クリティカルな枠組み」「一般メディア教育」「メディア問題の争点」「プロダクションの役割」について話し合われた。

その他、フランス語を話すメディア教育者たちの特別集会があったり、メディア教育と広告の関係を題材にしたビデオの公開があったりと、2日目もさらに実りある内容のものとなった。

● 5月15日（金）～3日目

会議最終日の基調講演者は、オーストラリアのバリー・マクマホンとロビン・クイン。両氏は、メディア教育のテキストとして有名な『リアル・イメージ』『ストーリーとステレオタイプ』『ミート・ザ・メディア』の著者であり、オーストラリアのメディア教育運動を支える存在でもある。講演の主旨は次の2点にしばられる。

●メディア教育は、その目的自体ほかの教育同様とてもポリティカルなものであり、社会における知識の大半を生みだすメディアを監視するという

点で社会的意義の深いものである。今こそメディア教育の目的や内容、戦略を公式または非公式に評価すべきときである。

●子どもたちの知識や分析技術を教室だけのものに終わらせてはいけない。それをより広い社会状況のなかで応用・活用できるような技術こそ彼らには必要なのである。そのためにも、教師たちはあらゆる社会状況に直接目を向け、メディアから自立した子どもを育成していかねばならない。オーストラリアの子どもたちの実情にふれながら、両氏はメディア教育の社会的意義と制度化の必要性を熱心に主張した。

最終日のワークショップでは、「メディアと第3世界」「メディア神話」「大衆文化における権威のイメージ」「ニュースの構造」「若者向け映画」「女性に対する暴力の文化的描写」「ビジュアル・メディア教授法」などの議題が話し合われた。

●会議を終えて～C A M E O発足

3日間にわたる会議の反響は、カナダ国内をはじめ世界各国からさまざまなかたちで寄せられた。地元カナダではこの会議を機にメディア教育の全国組織を創ろうという声が高まり、翌16日、CAMEO (The Canadian Association of Media Education Organizations) が発足した。カナダにおけるメディア・リテラシーの発展・前進を目標とし、10の州、3つの準州、2つの先住民族グループのリテラシー組織から成る。会長にはミック・エリス（サスカチュワーン州）が選ばれ、当面の始動期間は、オンタリオ州のAMLが活動のバックアップをすることになっている。全国的なメディア教育組織を持つのは、オーストラリア、フィリピン、イギリスに続き4番目である。世界的なメディア教育組織が誕生するのもそう遠くはないかもしれない。この会議の反響がそれを証明している。

CAMEO連絡先：Mick Ellis

Saskatoon Board of Education
405-3rd Avenue South, Saskatoon
Saskatchewan, S7K 1M7, Canada.

(要約訳出 猪股富美子)

■特集 3

知っていますか？F C Tの七不思議

—F C T 15年の軌跡・3—

前回はアメリカをはじめとする様々な国の人々との国際交流の15年を振り返った。今回はF C Tを知る様々な人たちから「不思議な会ですねー」と言わされたことを柱に、なにがそんなに不思議なのか、検証しつつ15年を振り返ってみた。

・総会がない

150人近い会員が年会費を払って参加し15年も続いている団体なのに、総会を一度も開いたことがない。会員になったばかりの人から「総会はいつ？」、「総会はやらないの？」と催促されることもあったが、みんなそのうち諦めて下さるようだ。3、4年に一度位パーティーを開くと、各界でご活躍のそうそうたる会員が顔をみせて下さる。株屋さんではないのだから、総会はやらない。これぞF C T方式、あります。

・規約がない

はじめの5、6年はシステムを作ることにかなり熱心だった。委員会やプロジェクトをつくり、会員の資格や権利、会の規約をつくろうとしたこともあったのだが…ジャーナリスト、先生、学生などおよそ組織人間とはいえない人たちが集まつた会にどうも規約はなじまない。

「アメーバ集団でいきましょう」と達観したのは、いまふうに言えば「ファジー」の先駆けともいえそう。このあたりが、不思議というより理解しにくいところがあるのかもしれない。

・役員改選がない、事務所がない

役員がいないのだから、改選のしようもない。スタッフと会員しかいない非ピラミッド構造は、対外的に困惑されることがあるので、“代表”はいるが、よろず承りの大忙し、代役なしの15年を走り続けている。

地域性のない会のスタッフが集まろうとすれば、

2時間以上も電車に乗って、1日仕事になるのでスタッフ会議は東京と神奈川のあちこちに場所を借りて開く。「事務所に伺います」と言われるといつも困惑。デスクやファイルのそろった事務所はないのです。「事務所はみんなの頭の中」とでも言うしかないようだ。

・地域性がない

市民活動団体はおおむね地域性をもっている。区市町村単位、都市単位、などで行政の助成を受けたり、連絡をとったりして交流をしている。

しかしF C Tはなんの脈絡もなく、会員になりたいひとが全国から名乗りあげてこられる。

南は沖縄から北は宮城県まで（以前は北海道までだった）の西高東低型、とくに京都、大阪、神戸、奈良には会員が多い。昨年京都で開かれた新聞学会でF C Tが発表した折には、K B S京都の方たちとの交流に関西在住の会員が大勢駆けつけて下さった。

神奈川県にも鎌倉、藤沢を中心に会員が点在している。戸塚に出来た「女性フォーラム」の企画にもF C Tとして参加したり、F C Tとしてバザーに参加するのも年二回の恒例になっている。

名古屋で活躍している人、富山でがんばっている人、鹿児島で、福岡で、岐阜で、山形で、秋田で、と考えると、なんだか心強い。大きいことはよいことだ、という気になれる。

・誰がやっているの？

「ガゼット」を年に4回発行する、「会員通信」も2回位出す、フォーラムを開く、2、3年に1冊ボリュームたっぷりなテレビ診断分析調査報告書を発行する、社会教育講座などに講師としてでかける、国際交流セミナーを企画開催する…

「何人位の方が中心になってやっていらっしゃるんですか？」とよく聞かれる。こんなに多くの

仕事をこなしているのは余程の人数でなければ、と思われるようだ。10日に1度位の会議に集まるのは5、6人。それも他に仕事を持っている人もいるので、会議の日を決めるのは至難の技だ。

3人目の赤ちゃんを産んだばかりの人は、自宅で出来る翻訳を受け持つ、経理担当は超多忙人でたまにしか参加しないが、自分の担当はまかせて、という感じ。会議には参加出来なくても、FAXや電話で連絡をとりあって、各自の担当をしっかりこなしているので、誰がやっているのかよくわからなくとも、姿なき助っ人が大勢いて、いつのまにか出来上がっている。

本当をいうと、誰がスタッフでだれがスタッフでないのかもよくわからない、のです。何か大きな仕事を始めるに必ずどこかから頼もしい人が現われて、あれよあれよという働きをして、またいつのまにか居なくなってしまう。ずっといつもそうなのだ。10周年のフォーラムの時のYさんとか、5周年のTさんとか、多くの人を挙げることが出来る。出来る時に出来る人が参加する、スタッフになる、これって理想的と言えるのではないだろうか。

・なぜ旗をふらないの？

市民活動に対して期待いっぱいに入会した会員は「なぜもっと直接的に働きかける運動を展開しないのですか？」と一度は不満を述べる。

旗をふって詰めよるのではなく、同じ“場”に集うことから問題を提起しあって…と説明すると「そんなのは幻想だ」と笑われてしまうのだが。フォーラムやパーティーにテレビの関係者が個人の資格で参加し、ざくばらんな話をする実現できれば、対立して要求を出すより、あるときは効果が上がるかも知れない。旅人のマントをぬがすためには、北風より太陽のほうが勝った、つまりFCTは太陽の戦法、なのです。

旗をふらないことで、活動としては強くないかもしれないが、振らないからこそうまくゆくこともある。15年の実績に対する評価はそう軽くはないはず、と思いたい。

・年間予算はいつも実質150万円

会員からの年会費と「ガゼット」の購読料と資料の売上げで会の活動が成り立っている。

「資料の売上収入があるからいいですね」と市民活動をする人たちから羨ましがられる。

毎年12月に決算と次年度の予算をたてるときには、ドキドキしてしまう。予算がなくて、来年は活動できない、となるのではないか…「そうなったらいさぎよくやめようね」といいながら、やってみると、いつも実質150万円の予算が立つのだ。

資料の売上げが少ない年は、年会費を払って下さるかたが多い。年会費の収入が少ないと、スピーカースピューローの収入やバザーの売上げがある、といったように、不思議な補い合いがあって、「これはやめてはダメという天の声かもしれない」と思ってしまう。

交通費も自前、お弁当を持って集まって、熱っぽい打ち合わせを繰り返している有り様で、年間予算のほとんどは、印刷費、郵送料として消えてしまう。予算の額のわりには、ずいぶん活動しているように思われているのは、こうした状況があるからなのです。

「誰か遺産はFCTに寄付するって遺言してくれないかな」「宝くじ買ってみようか」…15周年記念の特別予算を組まなくてはならない現状は相当深刻、集まるたびに“棚ぼた”的な収入を思案している。まあ何とかなるでしょう、楽天的といえば聞こえはよいが、要するに向こう見ず？

FCTは相当不思議な会だと思われているのだろう。会員になったばかりの方たちは、理解に苦しんだり、変な会だと思われるらしい。

会員として長い方たちは、「まかせたよ、よくやっているよ」という感じで、年会費をきちんと送って下さる。あたたかい無言の励ましのようだ。

でもなにかお願いした時には、じつに快く引き受けて下さる。創設以来の会員は20人位、10年以上の会員が多い。会員も相当不思議な人たちなのかもしれません。

(まとめ・竹内希衣子)

■特集 4

テレビドラマは「離婚」をどう描いているか

重田 紀子（神奈川県 メディア・ウォッチ）

前号（No.46）で実証的データをつくり、それに基づいて発言する視聴者＝市民の動きを特集した。神奈川県のメディア・ウォッチの女性たちによるテレビドラマの分析もそんな活動の一つである。部厚い報告書を送っていただいたので、ぜひ、その一部でも本誌で紹介してほしいと依頼した。

☆ ☆ ☆

メディア・ウォッチが誕生したのは、ほんの一年ばかり前です。そもそもはフェミニズムへの関心から、1991年3月に開催された、環太平洋女性学会議における分科会（マスメディアとフェミニストの声）で知り合ったばかりのメンバーであり、昨年4月、横浜女性フォーラムの支援事業である市民研究に応募するにあたって、メディア・ウォッチを結成したのです。

私達は、日頃テレビの中で女性が偏見をもって描かれている番組や、アイ・キャッチャーとして登場するCMなど、腹立たしい思いで見ていましたが、自分から批判を加えるという立場は取っていました。そこで分科会に参加後、何か行動を起こそうと話し合い、出てきたひとつつの方法は、ハガキによるテレビ局への投書でした。

このグループは、メディア・エクスプレスといい、メディア・ウォッチとメンバーは重複しながら、ささやかな活動をしています。

メディア・ウォッチは、市民研究に取り組むにあたり、方法から検討しなければなりませんでした。そこで先行研究グループより学ぼうということで、F C Tの存在を知ることになったのです。

昨年8月3日、横浜女性フォーラムにおいてF C Tとメディア・ウォッチ共催により、鈴木みどりさんの講演と永田順子さんによるワークショップを開催しました。ワークショップは「TVドラマにみる性別ステレオタイプ、性表現」という内容の講座で、本来なら時間をかけて行われるワーク・ショップを、市民研究は一年以内に報告書を作成する義

務があり、私達は差しつけられた調査研究にどうしても必要と思われる講座のみ受講したのです。

そのワークショップは、手さぐり状態の私達に多くのヒントを与えてくれました。グループで討議する中で、いろいろな人の見方を知り、批判的な見方を身につけるという方法は、私達の実践そのものと思いました。その過程の中で、メンバー4人はフェミニズムという共通の視点があるとはいえ、お互いの様々な考え方の違いに気付かされて、納得するまで議論する過程が、学生時代にもどったようで、非常に新鮮でした。又、物の見方、考え方、それぞれの感じ方の相違として片付けられない問題であり、背後にあるものや、テレビの影響力等を考慮に入れ、認識をあらためていく必要性があることも学びました。

私達は、テレビドラマをテーマに決めて見ていくことにし、どんなテーマにするか話し合いました。

2. 3年前から、トレンドドラマと称して、商業主義を反映した若い男女の恋愛ドラマに人気がありました。ヒロインは自己主張をし、仕事がバリバリ出来るという、今までのステレオタイプとひと味違った個性の持ち主として描かれていました。そのようなヒロインの個性の描かれ方を調査するのも興味でしたが、トレンドドラマは結局、結婚願望に終始しており、もう少し女性を巾広く描いたドラマはないだろうかと考え、結婚願望の先にあるもの「離婚」をテーマに選ぶことにしました。

<テレビ分析調査概要>

- 目的…午後8時～11時の時間帯に放映されるドラマの中で、「離婚」を取り扱った単発ドラマを取り上げ、その内容分析を行い、女性と離婚がどのように描かれているかを考察する
- 調査期間…1991年8月13日～11月14日
- 調査方法…TVぴあ、TVガイドの番組紹介

を読み、ストーリーの中に「離婚」が読みとれる番組を選出し、メンバー4人で同じ番組を視聴して、各自記入した分析シートを持ち寄り討議する。

調査期間中、単発ドラマは175本あり、そのうち18本に離婚が読みとれました。（離婚に至らず思いとどまるものも含まれるが）この18本のドラマで描かれていた女性53名を分析した結果より、私達が考察した問題点を簡単に述べます。

(1) 異婚と女性像について

登場人物に陰影を出すために離婚が使われ、犯罪と結びついたステロタイプが多い。又、家庭の幸せや家族の絆を再確認するための不幸な失敗例として離婚者を登場させている。

(2) 登場する女性の職業について

ヒロインの職業は、評論家、弁護士、検事、等キャリアのあるものが多く、女性の雇用実態とはかけはなれた女性ばかり描く傾向がみられた。

又、ヒロインは仕事では有能であり、理性的な判断力を働かせるが、プライベートな場面では感情的だったり依存的で、情緒性を強調することにより、女性であるが故というストーリー展開になっている。

(3) ヒロインの個性について

女性登場人物の職業や離婚の描き方の中に、女性の自己主張や自己実現を認めようとする動きは見られたが、ヒロインの多くは、自己犠牲、母性愛、献身性といった性向が強く、内面性はあまり変わっていない。特徴的に見られたのは、子供に対する母性愛だけでなく、自立していない男性に対して母性愛を感じるという傾向で、自己犠牲や献身性を女性がイニシアティブをとり愛という表現に包みかくてしまっていることである。

(4) 商業主義の影響について

不必要にファッション性の高いものを身につける住居や調度品も、視聴者の購買意欲をかきたてるような設定をして不自然である。

(5) 問題解決の方法について

働く女性は多く登場するが、子育てしながら働くヒロインは少なく、家にヒロインの母親がいて、

家事、育児を引き受けたり、子供を生むことを最初からあきらめている、仕事を続けようとする女性のかかえている問題を、個人のレベルで解決させている。

仕事をする多くの女性がかかえている問題、家事、育児、夫の協力等現実ではさけて通れない問題を、正面から描こうとしたドラマは一本もなかった。そのような現実ではさけて通れない問題を社会的視座から見えたドラマ作りがなされていない。

以上の考察は、私達が討議を積み重ねる中で、自分の気付かない点に気付かされたりしながらまとめたものです。もう少し実証的データに基づいた考察を入れたいという願いがあり、女性登場人物の分析を、さらに細部にわたって行いましたが、その分析表を読みとるには力不足、時間不足でした。

次回は、テーマを「ドラマが描く職業女性」に選び、メディア・エクスプレスのメンバーの中で分析調査に取り組む予定です！そして今回不十分であった点など話し合いながら、又、先行研究グループより学ぶべき所を学びながら、じっくり取り組みたいと考えています。

F C T 15周年記念国際フォーラム 「テレビ視聴者の権利とメディア教育」のお知らせ

- ・日 時 1992年11月7日（土）
午後0時30分～8時
- ・場 所 上智大学キャンパス（東京・四谷）
- ・基調報告 ジョン・プンジャンテ
(カナダ・メディア・リテラシー協会 AML)
- ・分科会
 - (1) 子どもにクリティカルなメディア教育を
 - (2) CATVを市民のメディアに
 - (3) 女性のコミュニケーションする権利とメディア・リテラシー

参加費2,000円。（学生1,000円）

申込み・問合せは事務局へ

■特集 5

教科書の中のマスメディア(1)

小学校五年の社会科でテレビはどう教えられているか

テレビを使って教えるだけでなくテレビについて教える授業を学校教育の中で実現したいという願いを持って、私たちF C Tでは、発足以来、メディア教育の必要性を訴え、国内外の資料研究に力を注ぎ、独自の研究会活動も続けてきた。それが、今年からは、文部省の指導要領改訂に伴い、部分的にしろ小・中学校で実現するという。授業内容は果たして、どのようなものになるのか。

まず、小学校の授業で使われる教科書を取りよせ、F C T事務局スタッフの間で分析・検討してみることにした。

テレビについての学習は小学校では五年の社会科の授業の中で行うようになっている。それは産業学習の分野で、新しくつけ加えられた「運輸・通信産業」という単元である。92年度から95年度まで使われる検訂済みの新しい教科書8種類(8社)のすべてを取りよせた。具体的には、東京書籍、教育出版、日本書籍、中教出版、帝国書院、学校図書、大阪書籍、光村図書の計8社が製作した教科書である。なお、これらの教科書シェアを東京23区と31市町村を合わせた54地域でみると、東京書籍がほぼ半数の25、教育出版17、日本書籍

表. 小学校5年社会科教科書にみる「通信産業」の記述内容

通信の送り手のしくみ			
通信産業に従事する人	題材	通信のしくみ	
東京書籍	・民放局の見学	・ニュース番組の制作 ・三原山の噴火 ・放送記者の仕事	・日本の放送局はN H Kと民間の放送局がある ・N H Kは放送受信料で運営され、民放局は広告を放送して得る広告料で運営されている。
教育出版	・N H Kの見学 ・新聞社の見学	・天気予報を伝えるテレビ ・ニュース番組が出来るまで	・くらしに役立つ天気予報・天気予報の沿革 ・新聞が作られるしくみ
日本書籍	・N H Kの見学	・人形劇の制作・ニュース番組の制作・三原山の噴火	・カメラマン、P D、T D、ライトマンの説明 ・カメラの扱い方・P Dの仕事
中教出版	・新聞社の仕事	・サンフランシスコ地震	・地震の第一報から次々と入る情報を紙面に生かす ・事件を知った人々の反応・多面的報道
帝国書院	・新聞社の見学	・新聞記事の内容分類をやってみよう・新聞記事とテレビ番組の利用調査をする	・民間放送はコマーシャルで成り立っていて、公共放送は受信料で成り立っている。 ・新聞社で働く人々の工夫
学校図書	・電話会社の見学	・世田谷のケーブル火災	・電話のつながるしくみ ・未来の通信 ・電話を守る人、工事係の人の話し
大阪書籍	・放送局の見学	・ニュース番組のできるまで ・三原山噴火・気象情報 ・新しい放送のしかた	・新聞とテレビ、ラジオの似ているところ、ちがうところ
光村書籍	・N H Kの見学	・三原山噴火 ・天気予報とくらし	・スタジオの様子・これからの放送 ・50年前と今を比較して通信の発達を考える

9、中教出版3、となっている。

テレビ局と新聞社の見学が中心

分析対象となった8社の教科書では、テレビや新聞を「通信産業」と位置づけ「表」にまとめたような内容の記述になっている。

「表」から、テレビ局見学を扱う教科書がNHK4、民放1の計5。新聞社見学2、電話会社見学1である。会社見学は番組や記事のできる仕組みを学び、そこで働く人びとの努力と創意工夫を聞く、という記述になっている。

なお、帝国書院の教科書だけは、新聞記事の内容分類から暮らしと情報の関係を考えてみる記述が先にきて、会社見学をその後にまわしている。

仕組みを理解するために使われるトピックスと

しては、三原山噴火が4社の教科書で、天気予報3、サンフランシスコ地震1、ケーブル火災1、人形劇制作1、である。どのような記述になっているかを、「三原山噴火」を扱う4社の教科書でみてみよう。

- ・東京書籍—社会部記者（女性）とディレクターに話を聞き、彼らの仕事と役割を考える。記者「けむりや灰を浴びながら大噴火の様子を伝えようと必死だった。避難命令が出た後も港や船の上で、ヘリコプターに乗って取材を続けた」ディレクター「現地の取材のみならず、避難した人びと、地震予知連絡会の動き、学者の意見も伝えた」

- ・日本書籍—噴火の第一報を伝えたのはNHKで、特別番組編成体制をとった。続いて、噴火が立ちのぼる様子、落下、真っ赤な炎など緊張した場面

くらしとマスマディア		
情報の役割・機能	日常生活のかかわりと影響	情報の有効利用
・ベルリンの壁をこわす人々 ・ソウルオリンピックの様子を伝える新聞やテレビがある	・あやまった情報や片寄った情報が流されたら大変なことになる ・必要な品物を買いたくなる広告	・情報を集め、見分けそれによってまちがった行動のないようにする。 ・情報を正しく生かす力
・地方の気候に合わせた天気情報の選出・各地を結ぶ放送局	・くらしに役立つ天気予報・衛星放送のしくみ・テレビ放送のあゆみ	
・放送、新聞、本、電話、コンピュータなどの働き	・身のまわりの情報・通信の働きで茶の間は地域、全国、世界に繋る	・情報を選ぶ—NHKと民放、それぞれの新聞でちがう
・世界のニュースをすぐに伝える通信、報道・新聞の役割として世論づくりがある	・通信情報の仕事が生活とどう結びついているか調べてみよう	・情報が発達した社会では必要に応じて情報を選び分けることが大切
・自然災害の死者の減少の原因の1つに通信の発達があるのではないか	・利用調査によると、大人も子どもも新聞やテレビを娯楽に片寄って利用している	・もっと新聞を読もう・新聞には科学、文化記事がある・新聞やテレビをじょうずに利用しよう
・国際電話の利用回数の増大 ・通信衛星や海底ケーブルで世界につながる通信網	・未来の通信—ファクシミリ、テレビ会議、自動車電話	・ゆたかな生活をしていくためには多くの情報の中から自分に必要なものを選び、活用していくこと
・いろんな産業にとって情報は大切。情報が増えるにつれ、産業も発達し、くらしも豊かになる	・くらしに結びつく通信—電話と電報、新聞とラジオ、テレビ	・これからくらしでは情報の利用のしかたについて考えることが大切になってくると思う
・世界を結ぶ放送 ・災害の時のラジオの役割 ・特派員の仕事	・テレビ以外に新聞、郵便、電信、電話として簡単な説明 ・光ファイバーの解説	・今日は情報化時代と呼ばれている。自分の必要な情報を選ぶのはとても大切なこと

での映像と音声についての説明。次いでヘリコプター、災害対策本部、町長インタビュー、スタジオの仕事などに触れながら情報伝達の仕組みを記述し「放送局では、こうして三原山噴火や人びとの姿を総力をあげて報道し続けた。1万3千人を島から引き上げるのに成功した陰には、早くて正確な報道にたずさわる多くの人びとの努力があったのです」と結んでいる。

・大阪書籍—噴火の新聞報道とテレビ映像について教室の先生が紹介し、報道にたずさわる人びとの仕事がどれだけ社会に役立っているか、どんな努力をしているか、について子どもたちに考えさせる、という記述になっている。

・光村図書—ひとりのけが人もなく避難が無事に行われたのは、テレビ報道の速報性の力による。世界初の噴火生中継と避難の映像をみて、全国からたくさんのお見舞いが届いた、という記述も。

浮かび上がる問題の数々

8種類の小学5年生用社会科教科書をこうして読み比べてみると、さまざまな問題が浮かび上がる。以下に、私たちが感じる問題点をランダムに記してみる。

1. 「富国強兵型」価値観でマスメディアを学習することの奇妙さ、恐ろしさ

テレビや新聞についての学習を通信産業として学習するという位置づけから、この単元を從来からあった農業、水産業、工業、という産業学習の後に新しくつけ加え、日本の発展は「働くおじさん」の努力と創意工夫によって支えられている、という一方的なものの見方で学習する。この価値観がマスメディアについての学校教育の“最初の一歩”になっているとは、正直に言って驚き。恐ろしいとしか言いようがない。

2. 仕組みのマイナス面が欠落している

テレビ局や新聞社の見学で仕組みが理解できたと思うのは大きな間違い。「見学」では見えない部分の仕組みこそがマスメディアの学習では重要である。それをどう教え、学ぶか。現行では、教科書の内容は参考程度にして、書かれていない分野について教師が“発展学習”を組み立てる必要があ

る。子どもの日常生活から見えてくるテレビや新聞の機能から学習を始める方がずっと自然である。

3. 民放を無視してテレビは語れない

NHK調査によれば(91.4)関東地区の7歳から19歳の子どもの一日平均テレビ視聴時間は、男性でNHK19分、民放計2時間25分、女性でNHK12分、民放計2時間39分である。ほとんど民放テレビしか見ていないというのが現実なのだ。

このような事実を無視して、教科書はなぜNHKの広報資料を主要な情報源としたとしか思えないような記述に終始しているのか。おざなりといふか、何かもっと強い「意図」が隠されているようにも思えてくる。

民放についての記述はどの教科書でも無いか、あっても数行。唯一の例外は民放スタジオの見学を記す東京書籍の教科書だが、これもテレビ放送を支える人びとの努力と工夫を語った後、民放とNHKの違いを5行で書いて終わっている。「視聴率」という民放運営の要となっている要素に言及する教科書は皆無である。「産業」としての民放の仕組みは、視聴率とは何かという問題提起によって、広告主となる各種企業の宣伝・広報活動、広告代理店、制作現場で果たす視聴率の役割、さらにテレビ廣告(CM)と消費者の関係など、さまざまな要素をわかりやすく学習することができるはずである。

4. なぜ、三原山噴火と天気予報なのか

この間に対する答はわかりやすい。共にニュースの速報性とそれが暮らしに役立つ、というマスメディアの肯定的な機能を語るのに適しているからである。三原山噴火の生中継なら、たとえば湾岸戦争報道の時のように、テレビの速報性がむしろ積極的に政治的に利用されたというような、マイナス面に触れないで済む、ということもある。

指摘するまでもなく、マスメディア、中でもテレビは娯楽や広告のメディアでもある。子どもにとっては特にそうである。娯楽や広告としてのテレビから子どもはどんな価値観、ものの考え方を日常的に学習しているか。この問題意識があれば、扱うべきトピックスも違っていただろう。

■ ACCESS**第5回放送フォーラム・イン京都**

1992.5.30.

マスメディアと地域住民の相互交流のあり方を示すモデルケースとなっている「放送フォーラム・イン京都」の5回目が去る5月30日、KBS京都放送会館会議室で開かれた。このフォーラムは1988年以来、KBS近畿放送労働組合とNHK労働組合（日放労）京都分会の共催で毎年、開かれているもの。第1回以来、討論会や講演、アンケート調査、組合側からの活動報告などの活動を継続し、地域放送局の任務と責任を考え合う場として、視聴者との交流を続けてきた。

今回は「地域放送局のあり方を問う」と題してパネルディスカッションが行われ、須藤春夫・法政大教授をコーディネーターに、木下明美（編集者）、神谷雅子（朝日シネマ支配人）、笠岡葵次（ナショナルトラスト運動推進者）、加藤英範（京都弁護士会）の4人のパネリストを交え討論。その後、参加者40人と共に話し合いがもたれた。討論の模様が8月1日付同フォーラム・ニュース4号、市民のためのKBSをめざす実行委員会ニュースNo. 82（6月2日号）に報告されている。それによると、市民側からの放送局への“お願い”という感じの発言が多いのが気になるが、ミニコミの運動をもっと取り上げてほしい、ドキュメン

● 民放連視聴者懇談会に参加して

「これだけ民放関係者が一堂に会したのは前代未聞」なのだそうです。7月31日、目もくらむ猛暑のさなか、麿町文春ビルの民放連会議室にぐるりと円座に居ならんだ方たち、民放各局の編成局、社会報道関係、民放連、オブザバーを含め20余名。視聴者サイドは東京こだま会、全国放送爱好者会、青少年の環境を守る会、PTA連合会、全国子ども会連合会とFCT市民のテレビの会から各2名の出席。

「視聴者あっての民放、信頼関係を失わないことが大切」との民放代表のエールに応えて、「放送利用で生涯学習をめざす」人、「放送の内容はよくなっている」とほめそやす人、「いまの子はテレビにより知識が広く、心が広がっていくから幸

タリーの台本を小冊子にしてほしい、番組批評をテレビでやって、京都の良さをもっと紹介して、地域密着のテレビ番組がKBSにもっとほしい、等々の声が出ている。

市民側からのより積極的な発言としては、NHK会長を国民投票で選んでみてはどうか、メディアにいる人と市民の関係は大切。このような集いを恒常的にやれるようになるといい、等。

またパネリストの中からは、「市民の側から報道者とのネットワークをきちんと作っていかない限り、マスコミには何を言っても仕方がない、という感じになってしまう」（木下）、「市民としては良い番組にはエールを送るよう心がけていかなくてはならない」（笠岡）、「弁護士も放送局も権力は持っていないが、市民に支えられた権威というものを高めていくことで、権力よりも強い力を持てる」（加藤）といった声が聞かれた。

コーディネーターの須藤氏は「マスメディアと市民が情報を交換し合うことの重要性を再認識させられた…この放送フォーラムのような経験が積み重なっていく結果、地域住民と放送局の結びつきが制度化され、住民がメディアの側にアクセスすることも可能になっていく」と述べている。（F）

せ」とテレビに感謝する人…懇談会というよりなれあいの会みたいでした。FCTが「もっと風通しのよい機構づくりを」と問題提起しても「風通しはよくなっている、よくなりつつある」との民放各局の対応。それじゃなにも問題などないし、わざわざ貴重な時間を使って集ることもないでは、と疑問を呈したくなるような、ぬるま湯的2時間でした。誰も手をつけない生クリームのケーキがだらりと溶けかかるさまは象徴的、肝心なことは誰も話そうとしない会議で、FCTだけ浮き上がった感じ。建設的な話しあいなど期待していない、会を開いたことに意義のあったらしいこの会の様子は民放各局のニュースで50秒ほど報じられていました。「視聴者参加の民放」演出劇にのせられてしまった真夏の白昼夢でした。（T）

FCT データ・バンク

一 国 内 篇 一

●人権の才モテとウラ不利な立場の人々の視点、内野正幸、明石書店、1992年7月刊、1880円。

人権、人権問題をわかりやすく解説するが、その際、タイトル及びサブタイトルにある通り人権のウラもオモテも多面的に、また不利な立場つまり差別や偏見にさらされてきた人々と、少数者(マイノリティ)の視点から位置づけ直そうと試みている。著者は憲法学者。

前半では、人権や差別についての基本的な考え方を述べられているが、その際、著者は自分の属している集団の行動様式や自分のおかれた場所を相対化してみると、差別問題を考える上で重要という。相対化することで、今まで当たり前と思っていたこと、これしかないとと思っていたもののウラ側が見えてくる。近代の人権宣言の中で示されていた「人権の普遍性」は、実は、富者の人権、白人の人権、男性の人権、でしかなかった、というように。差別とは何か、不利な立場の人びとは誰か、差別問題に取り組む姿勢はどうあるべきか、についても“自明性からの脱却”がさまざまに説かれている。

後半では差別問題への具体的な取り組みとして、部落差別、女性差別、夫婦差別、同姓愛、在日外国人の人権、外国人指紋押なつ制度などを取り上げ、何が、どのように差別なのかを解説している。

最後の章は表現の自由と差別の表現の問題にあてられている。・表現の自由は重要な人権、・差別の表現の問題の扱い方、・差別の表現と憲法、・『ちびくろサンボ』とその周辺、・差別の表現と国家、・差別の表現とマスコミ。なお最後の節の「差別の表現とマスコミ」では、女性差別の表現を論じる際にF C Tを中心とする「マスメディアと人権ネットワーク」による1989年11月の要望書提出に触れ、その内容を一部紹介した上で、この考え方を「私としては…基本的に支持しておきたい」と述べ、続いて「女性差別的表現は、部落差別的表現や障害者差別的表現と比べて、論理的に許されないとする社会的意識の成立が、はるかに遅れている」と書いている。(M)

表現を論じる際にF C Tを中心とする「マスメディアと人権ネットワーク」による1989年11月の要望書提出に触れ、その内容を一部紹介した上で、この考え方を「私としては…基本的に支持しておきたい」と述べ、続いて「女性差別的表現は、部落差別的表現や障害者差別的表現と比べて、論理的に許されないとする社会的意識の成立が、はるかに遅れている」と書いている。(M)

●青少年条例・自由と規制の争点、清水英夫・秋吉健次編、三省堂、1992年7月刊。2900円。

いわゆる“ポルノコミック問題”で青少年条例規制強化が全国各地で続いた最近の状況に対して、危機感を強める人は多い。この際、「表現の自由の重要性を再認識するとともに、自由と規制との合理的なバランスを考える契機」(はしがき)としたいと、まとめられた著書。

第1部・解説と批判、第2部・資料から成り、364頁のはば3分の2は資料に当たられている。目次を記すと、第1部は・青少年条例改正の意味と問題点(清水英夫)・青少年の健全育成と社会環境(深谷和子)・性表現と青少年(福島章)・“有害図書”販売規制と最高裁判決—岐阜県青少年条例の合憲判断について(清水)・映画・ビデオと青少年条例(澤村浩)・青少年条例の歴史—出版規制を中心に(中村泰次)・青少年条例と子どもの権利条約(初谷良彦)・「いん行」ないし「みだらな性行為」の処罰規定(飯野守)。

第2部は・青少年条例の制定状況とその構成(秋吉健次)・青少年条例違反事件の判例・東京都・大阪府における青少年条例の改正・不健全(有害)図書類の規制に関する決議(東京都議会)・いわゆるポルノ・コミックへの対応について(意見具申・東京都青少年問題協議会)他。

(M)

●記者の現場、ジャーナリズムの命脈、斎藤茂男、「総合ジャーナリズム研究」No.142、1992年秋号。

新聞の報道現場で働く若い記者たちに取材し、彼らの間で強まっているジャーナリズムそのものへの幻滅、疎外感の要因を知れば知るほど、今日のジャーナリズムの危機、「とんでもない病巣が肥大化しているのではないか」という不安が濃くなっている」と筆者は言う。

筆者があげる要因は、まず若い記者たちを陰険なやり方で困惑させたり、暴力的に抑え込んだりする硬直した職場体質。二つ目は旧態依然とした取材体制とその結果として量産されている記事内容(広報から入る資料に多少色をつけて原稿にする)。繁栄飽食社会と受験地獄の中で生まれ育った若い記者たちの“ひ弱さ”もある。さらに、記者のありようで直接かかわるこれらの要因にも増して問題なのは、「情報産業として肥大化してきたマスメディア全体の構造変化の中で、新聞が…膨大な活字と記号を満載するただの“情報カタログ”に変質しつつある」こと。ジャーナリズムの根源的な力が衰弱して、ただの“現象写し鏡”に堕ちていく不安が新聞の現場にある。(M)

●CATVの熱気と挫折、ばばこういち「放送批評」No.276、1992年7月号。

鳥取県米子市にあるCATV局・中海テレビ放送が今年の秋からチャンネルの一つを一般市民に開放し、市民の手で企画・制作した番組だけを放送するパブリック・アクセス・チャンネルを設けるという。この話を耳にしてショックを受けた筆者は、自身が衛星チャンネルでプロデュースしている番組「ぶっちぎりトーク」(月1回、土1時15分からの2時間半の生トーク番組)で中海放送局と共同制作し、全国106のCATV局を通して米子・東京の二元生討議「メディアを市民の手に取り戻せる

か」を放送する試みを行った。その経験を報告している。なお、タイトルに「挫折」とあるのは、この熱気のみちた生討論番組を放送評論の人たちにも見て欲しいと、放送批評懇談会のギャラクシー賞審査への参加を申し込んだところ、CATV局の番組は対象にできないと断られたことを指している。なぜ、それが“挫折”になるのかよくわからない。ともあれ、中海テレビのアクセス・チャンネルがどう機能していくかが注目されるが、それについての記述としては、「一定の社会常識を規範として申し込みを取捨選択しようとしている中海テレビ放送」という程度の情報しかない。(M)

●英CATVは“まじめな”番組を変えるか、門奈直樹、「世界週報」1992年9月22日号。

最近のイギリス放送事情をCATVの動向を中心に紹介する。

イギリスでは1990年代後半へ向けて放送界が大きく変わり始めている。これは80年代のサッチャー首相による競争原理の導入による放送界再編、経営の効率化といった政策が実施の段階にきていることに加えて、ケーブル・サテライトTVの放送界への進出が予想されるからである。

もっとも、昨年の時点で、イギリスのCATV加入率は他のヨーロッパ諸国に比べて非常に低い。ベルギー94%、オランダ89%、スイス、ルクセンブルグ77%、デンマーク、スウェーデン49%に対して、イギリスは2%にすぎない(フランスも4%)。

イギリスでCATV普及が進まなかった理由は多々あるが、番組不足で選択幅の拡大が期待できず視聴者にとって魅力がない、技術上の困難、不十分な投資などがあげられる。しかし90年代に入って、●スカイTVやBSBなどCATVの番組供給会社の出現、●北米系の電話会社がイギリス市場へ進出、●ケーブルオペレーターの外国人所有を禁じた条項

が新放送法の成立で撤廃、などの新しい要因で事情が変化しつつある。特にアメリカ系企業の資本進出が突出しており、これによって、イギリスのテレビ界が大きな影響を受ける可能性が生まれつつある。

筆者によれば、イギリスではテレビは教育・文化メディアとしての性格がいまだに強く、送り手も受け手も高品質の番組内容を志向する。ところがアメリカではテレビは娯楽メディアで、日本と同様に、経営の効率化が優先される。この両者による文化的摩擦がおこり得ると、不安を抱く人がイギリスには少なくない、という。(M)

●ゴジラとヤマトとぼくらの民主主義、佐藤健志、「文藝春秋」1992年7月刊。

娯楽作品を分析して、その背後にあるイデオロギーを探りあてることは、それらが作られた時代を理解する上での大きな手がかりになる。

現代日本のありかた、「ぼくらの民主主義」の実態を理解する上でこの方法は有効かもしれないのだ、という観点から、「ゴジラ」「ウルトラマン」「ウルトラセブン」「宇宙戦艦ヤマト」「風の谷のナウシカ」「アリオン」「沈黙の艦隊」「おもひでぽろぽろ」「東京ラブストーリー」「ゴースト」といった子どもたちにも広く支持された作品を通して解明を試みている。

民主主義とは自分の手を汚すだけの覚悟をもった大人にのみ許されていたはずだ。国民が幼児化して「ままごと」に浸っているような国で民主主義が存続しうるはずもない。人気の高かったドラマを通して、国際社会の中の日本の民主主義の行末を憂えている著者のスタンスはラジカルではないが、方法論としては興味深い。巻末には作品をイデオロギー的に破綻させないための諸法則というのがまとめられている。曰く「人間を尊重することと環境を保護する

ことは両立しない」「みんなが愛しかったならアクションシーンは作れない」「すべては夢だった、といふのは最低のオチだ」「話しあいですべてが解決するというのは妄想にすぎない」「物事は変えれば変わるものと同じものである」など…。(T)

●舞ちゃんの「ひとりでできるもん」に見る性差別、中野恵美子、「マスコミ市民」No.286、1992年9月号。

NHK教育テレビの子ども向け料理番組「ひとりでできるもん」が話題になっている。平日の毎日、朝と夕方の2回も放送されており、テレビゲーム感覚でストーリーが展開したり、子ども番組としては新しい試みが多くみられる番組である。

しかし、その内容を女性問題の視点から分析してみると、“わたし作る人、ぼく食べる人”という性別役割分業が根強くみられる、と筆者。舞ちゃんという小学生の女の子は依然として「母親役割」を演じている。

筆者はまた「ひとりでできるもん」というタイトルに隠されているメッセージを分析し、孤独な舞ちゃん、「できるもん」と強く主張していないと軽く扱われたり、忘れられてしまう女の子の状況、ゲーム機から出される指示に従順だから「ひとりでできる」それも工作やスポーツではなく「料理」ができる、という女の子に期待されている特性、を指摘している。

なお、同誌のこのシリーズ「メディア・スコープ」は8月号(No.285)で

●世界に広がる「コミュニティ・ラジオ」運動、鈴木みどり、を掲載。

これは、カナダ、モントリオールに本部を置く国際市民組織AMARC(世界コミュニティ・ラジオ協会)の動きを紹介するもの。1983年に設立されたAMARCの運動は世界各地の原住民族、女性、その他のマイノリティ市民たちによって運営されている小さなラジオ局を結ぶネットワーク運動である。筆者は、南アメ

リカ諸国やアイルランドで実際に電波を出しているフェミニスト・ラジオ局、カナダや米国の原住民族運営のラジオ局などを具体例をあげて紹介している。(F)

●「メディアに描かれる女性像」反響編、メディアの中の性差別を考える会編、1992年9月。

富山県でメディア、特に新聞と女性の問題に取り組む市民グループが昨年、新聞の内容分析調査を中心とする報告書を地元の出版社から1冊の本として発刊したことは本誌でも紹介した(No.43)。それを読んで何を感じ、何を思ったか、一連の調査・出版活動に参加して学んだこと、考えたこと、等々の反響を収録した報告書(B4版、112頁)。

反響は全国から寄せられており、35名の個人体験として掲載されている。やはり女性が多いが、地元の新聞記者たちも投げられたボールを真剣に受けとめている。問題はこれから、どう具体的な変化をつくり出していくか。息長い活動を期待したい。1部300円。問い合わせ先：富山市鐘紡町7-9、FAX：0766・23・3929。(M)

●エッチ・ジャーナリズム、衿野未矢、リベルタ出版、1992年9月刊。

女性コミック誌の編集者としてサラリーマン意識から「エッチな雑誌」の送り手になりかかった著者が、週刊誌、スポーツ新聞、通販広告、アダルトビデオ、ヌード写真集など満ちあふれる性情報の送り手と受け手、両者の社会心理を追求する。

「男ならエッチな話題を好まぬ筈はない」という決めつけで送り出される性情報が、あり得べき「男らしさ」のファンタジーをつくり出し、それによって「男らしくなくてはいけない」というプレッシャーを与える男たち。そういう男に「選ばれなくてはいけない」という脅迫観念をつくり出し、「自分を選んだ男のなかから選ぶのだから、一人でも多くの男から選ばれなくてはならない」つまりは最大公約数的にすべての男に好感を持たれるファッショングや言動を追い求める女たち。

異常な性行動の情報が日常化したあまり、日常と異常のあいだの敷居が低くなり、実体を喪失した言語感覚のなかで、ファンタジーによってかえって性的欲求不満とストレスを募らせてゆく男と女。「何かをしなくちゃ」、だけど「何をしていいのかわからないいらだち」を著者は読み取っている。(T)

●女性の視点からの交流、「ヒューマンライツ」No.54、1992年9月号。

アジア・太平洋人権会議が去る6月、大阪国際交流センターで開かれ、この地域から11ヶ国18名の人権活動家、専門家が来日した。その中からスリランカのニマルカ・フェルナンド、パキスタンのヒーナ・シラニの二人の女性弁護士の報告要旨。

「アジア・太平洋女性・開発・フォーラム」という団体に関わっているフェルナンド氏は「女性の権利を取り上げる場合、それは政治の話になる」と言う。女性問題が政治の問題そのものというにはイスラム圏のパキスタンも同じ。この国では、宗教と政治が一体化して、レイプされた女性が有罪になるような状況にある。二人とも女性のネットワーク活動の重要性を強調している。(M)

●テレビ・ラジオ視聴の現状、NHK視聴率調査グループ、「NHK放送研究と調査」1992年9月号。

NHKが今年6月8日(月)～14日(日)の一週間、全国7歳以上の国民3600人をサンプルに日記式調査方法で行った調査の報告。有効回答数は2834人(78.7%)。この調査での視聴率1%の推定視聴者人数は全国7歳以上の114万人、関東地方では36万人、近畿地方では19万人になるという。

結果から、NHK及び民放の時間帯別平均視聴率と()内に全国推定視聴者数を記してみると、平日の午前ではNHK5.4%(615万人)、民放計7.7%(878万人)、テレビ全体13.4%(1528万人)。平日夜間ではNHK5.4%に対して民放計23.5%(2679万人)、テレビ全体29.3%(3340万人)。また土曜日夜ではNHK4.9%(558万人)、民放計27%(3078万人)テレビ全体32.3%(3682万人)。日曜日夜ではNHK7.4%(844万人)、民放計24.8%(2827万人)、テレビ全体32.6%(3716万人)である。

1日のテレビ視聴時間は週平均でNHK54分、民放計2時27分、テレビ全体3時間21分となっている。

なお視聴率上位20番組のリストも載っているが、それをみると関東地区と近畿地区で微妙な違いがみられる。近畿地区で1位の信長(NHK21.6%)が関東では5位(15.3%)、ニュースステーションは近畿で7位の14%だが関東では15位の11.2%である。おんなは度胸(NHK)は両地区共に2位17.6%となっている。他局の夜のニュースショーは両地区いずれでも20位以下らしく、リストには入っていない。(M)

FCT市民のテレビの会はテレビの作り手、視聴者、研究者が立場を超えて集い、より良いテレビの実現をめざして実証的研究と実践活動を積み重ねていくためのひろば=フォーラムとして1977年10月に創設されました。その運営は創設以来、事務局スタッフ及び会員のボランティア、全国の会員からの会費とカンパ、定例のFCTフォーラム(公開の研究会)参加費、および調査研究報告書や季刊情報誌 fct GAZETTE(ガゼット)等のオリジナル出版物販布からの収入によって行われています。

「ガゼット」の年間購読のお申し込み、バックナンバーのお問い合わせ、FCT出版物や入会などについてのお問い合わせは事務局へハガキまたは電話(03・3721・8694)でどうぞ。